

委員会紹介 COMMITTEE

第17回 労働法制特別委員会

労働法制特別委員会委員 軽部 龍太郎 (57期)



労働法制特別委員会は平成18年4月に発足した新しい委員会です。現在、70名の委員が所属しています。

1 若手の専門性確立に最適の分野

労働紛争という分野は、近年まで「裁判の長期化も辞さない労使の激しい対立」というイメージで語られてきました。しかし、現代では紛争形態や解決方法の個別化・多様化が進み、一面的なとらえ方は妥当しなくなってきました。

例えば、急増する個別労使紛争の迅速適正な解決を目指して労働審判制度が創設されましたが、その解決率の高さから若手弁護士が積極的に利用し、急速に経験を蓄積しています。また、紛争場面に限らずとも、コンプライアンスの観点から人事労務が重要視される傾向にあり、「企業法務とは会社法ではない。労働法である」とまで言われる状況です。

今や労働法は、若手弁護士にとって必須の、そして専門性を確立する上で最適の法分野であるといえるでしょう。

2 多様な委員構成

当委員会に所属する委員は、労働者側の立場、使用者側の立場、労使問わない立場、外資系企業を依頼者とする立場、企業内弁護士、学会出身者など多様なバックグラウンドを持っており、かつ、まさに最前線で活躍している方が多くいます。その多様な経験と最新の実務感覚に裏打ちされた議論は、常に真剣でハイレベルなものです。

3 実務に直結する活動内容

当委員会では、本委員会のほかに2つの部会を擁し、その時々最新のトピックや労働審判制度の運用状況をフォローし、『新労働事件実務マニュアル』『ケーススタディ労働審判』の執筆活動などにつなげています。若手や新規登録弁護士が当委員会に所属する場合、これらの活動に積極的に携わることで得意分野を確立していくことができるでしょう。また、多数の若手が積極的に参加することが、当委員会の活動の幅を広げる基盤となるのです。

4 おわりに

個人的な経験を書きますと、私は弁護士登録2年目にひよんなきっかけから当委員会のメンバーとなりました。以来、ハイレベルな議論に圧倒されつつも、気が付けば本を執筆し、労働法律相談の担当をこなす、常に一定数の労働事件を抱えるようになりました。労働審判制度の開始により、労働裁判の選択肢も増え、若手が活躍する場面も増えてきたという実感があります。若手・新規登録弁護士のみならずには、ぜひ当委員会に所属し、積極的に議論・執筆に加わり、最先端のレベルを体感しつつ、経験を深めていっていただきたいと思います。

* 労働法制特別委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第3木曜日 午後1時15分～3時
担当事務局 法律相談課 TEL.03-3581-2234